

障害者差別解消促進事業

■障害者差別解消法とは

障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止し解消にむけて取り組むための法律（H28.4.1 施行）

■行政の役割

差別を解消するための措置 ①差別的取扱いの禁止 ②合理的配慮の不提供の禁止

差別を解消するための支援措置①紛争解決・相談、②地域連携、③啓発活動、④情報収集等

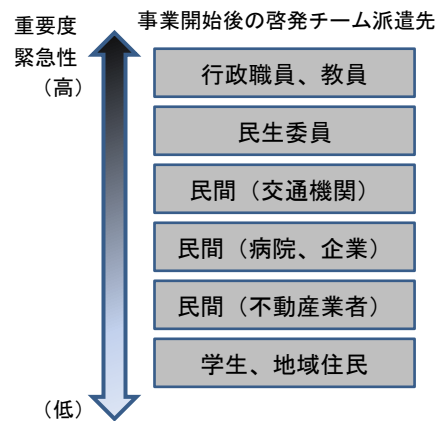
1 啓発事業

（1）語り部事業

本事業の内容は上記の「啓発活動」の1つ

差別・偏見をなくすため、地域住民等に対して障害者理解の啓発活動（語り部事業）を28年度から開始するための準備を行う。

一般には障害者と聞いてイメージできない人も多い。「自分と関係ない」「そういう人たちだけでどこかで暮らせればいい」と思っている人もいる。本市は誰もが尊重され安心して生活できる共生社会をめざすため理解促進事業を行わなくてはならない。本事業においては「地域での住みにくさ」を訴えるのは行政職員や学識経験者ではなく、障害当事者である。



差別や住みにくさは本当にあるのか？

平成22年度に行った「堺市障害者等実態調査」において、行政が推進すべき取り組みについて聞いたところ、バリアフリー解消、情報の保障、施設整備などの回答があったが、全体の33%の人が「地域住民の障害者への理解を深める啓発」と回答しており、最も多かった。

当事者に出来るのか？なぜ当事者が行うのか？

障害者が住みやすい地域をつくるため、啓発を行うのであれば、その発信は行政職員ではなく、当事者本人の口から体験談として語られることが最も効果的である。これは、精神科退院促進事業における医療関係者に行うピアサポーター語り部活動（基幹相談支援センター事業）で効果を証明してきたものであり、そのノウハウを使って、地域住民等への啓発を行うものである。当事者からも「人生体験を語ることは非常に勇気がいること。それでも顔を出して啓発をしたい」という意見が寄せられている。

今後の進め方と将来展望

平成27年度：①検討委員会にて派遣方法などを協議、②庁内において啓発先を開拓

平成28年度：①啓発チームのバンク登録と育成（主に身体障害と精神障害。知的障害も追加を検討）

②派遣実施 3,000円×3人×12回（社員教育の人権研修等に派遣）

平成29年度：開拓先を28年度の倍にする。3,000円×3人×24回。以降継続実施。

障害者差別をなくすため、障害当事者の啓発チームを組織化し事業化するの全国初となる。

※千葉県において、差別事象が起きたときの調整委員会で当事者委員が参加しているものがある。

(2) 啓発パンフレット・DVD

平成28年4月施行の「障害者差別解消法」を広く市民に知らせるために啓発用パンフレットを作成し、各区窓口や情報コーナーに配置する。

DVDは1分程度の長さで、テレビ放送のコマーシャルのように市民に受け入れられやすいもの制作し、各区役所などでスポット的に流し、障害者理解を促進する。

2 障害者施策推進協議会の開催

障害者施策推進協議会の専門部会を開催し、当事者等の意見を聴取しながら対応要領を策定する。

3 合理的配慮

合理的配慮としてタブレットを区に設置しコミュニケーション支援を行う。

市役所の各窓口では「筆談しますのでお知らせください」の看板は設置しているが、聴覚障害者の中には、手話を言語とし、筆談では対応することが適切でない人がいる。

本市は議会において「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書を採択した。また障害者権利条約・障害者基本法にも手話は言語であると位置づけられている。

手話を必要とする人には手話で対応することが合理的配慮として求められている。

各区には聴覚障害者相談員がいて手話で相談を受けているが、聴覚障害者相談員が家庭訪問に行く時など、区の窓口で不在になることがある。

このような時、窓口でタブレット端末を利用し、他区の聴覚障害者相談員と手話で会話できるようにする。相談員が読み取った内容を当該区役所職員に伝え、区役所内で事務処理を行うことを可能にする。

■障害者権利条約

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である。障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効した。我が国は、2014年1月20日に批准し、2月19日国内で効力を発生した。

■障害者基本法の改正(平成23年)

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としている。

第3条に、「全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」そして、第4条に「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」と定められている。

■障害者差別解消法の制定(平成25年)

「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進すること」を目的として制定された。